

**ショートステイとばた**  
**重要事項説明書**  
 〈 令和6年8月1日現在 〉

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 福音会
代表者氏名	浅野 嘉延
認可年月日	平成17年10月27日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-873-5115 (FAX) 093-873-5121

2. 事業所（ご利用施設）

事業の名称	ショートステイとばた
事業の種類	指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 (平成19年6月1日指定)
事業所番号	4070300761
開設年月日	平成19年6月1日
所在地・連絡先	(所在地) 北九州市戸畑区千防一丁目1番6号 (電話) 093-873-5115 (FAX) 093-873-5121
管理者氏名	福浦 乃梨子
入所定員	10名
併設事業所	<b>【特別養護老人ホームとばた】</b> ＊指定介護老人福祉施設 平成19年5月1日指定 定員70名 <b>【ケアハウスとばた】</b> ＊指定特定施設入居者生活介護 ＊指定介護予防特定施設入居者生活介護 平成19年5月1日指定 定員40名

	<p>【グループホームとばた】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定認知症対応型共同生活介護</li> <li>* 指定介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>平成 20 年 4 月 1 日指定 定員 18 名</p> <p>【ケアプランセンターとばた】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定居宅介護支援</li> </ul> <p>平成 20 年 4 月 1 日指定</p> <p>【ヘルパーステーションとばた】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定訪問介護</li> <li>* 指定居宅介護/指定重度訪問介護 * 地域生活支援事業（移動支援）</li> </ul> <p>平成 20 年 4 月 1 日指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 介護保険法に基づく第一号訪問事業（予防給付型・生活支援型）</li> </ul> <p>平成 29 年 5 月 1 日指定</p> <p>【デイサービスセンターとばた】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定通所介護</li> </ul> <p>平成 20 年 10 月 1 日指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 介護保険法に基づく第一号通所事業（予防給付型・生活支援型）</li> </ul> <p>平成 29 年 5 月 1 日指定</p> <p>指定通所介護/指定予防給付型通所サービス 50 名</p> <p>指定生活支援型通所サービス 3 名</p>
--	--

### 3. 事業の目的および基本方針

#### (1) 事業の目的

短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その居宅において、有する能力に応じ、継続して自立した日常生活を営むことができるよう、施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、向上を図ります。また、その家族の身体的および精神的負担の軽減を図るための支援も目的とします。

#### (2) 基本方針

- 一人ひとりがその人らしい生活をおくれるように支援します。
- 尊厳ある生活ができるように、身体的・精神的拘束ゼロを目指します。
- 利用者の自己選択・自己決定に基づいた利用者本位のサービスを提供します。
- 利用者が選択できるよう情報提供・情報開示をおこないます。
- 地域の福祉事業者等との連携を深めるとともに、専門性を活かした情報発信・人材育成に努めます。

(3) 施設サービス計画等

事 項	内 容
施設サービス計画の作成 および事後評価	<p>担当の介護支援専門員が、ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者や家族等の希望を踏まえて、利用に応じて施設サービス計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況等を日常的、定期的に評価し、その結果を記録し、生活の質の向上を念頭に継続的で安定した支援を実現します。</p>
職員研修	<p>新人研修 採用後3ヶ月以内</p> <p>継続研修 毎年11回以上</p>

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		3,500.04㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート6階建て
	延べ床面積	8,374.43㎡

(2) 居室等

種 類	数	面 積	設備その他
ユニット	1	—	1ユニットの定員 10名
共同生活室	1	113.31㎡	キッチン、食堂、共同トイレ、洗面台を設置
居 室 (ユニット型個室)	10	13.53㎡ ～ 14.28㎡	トイレ、洗面台、介護用ベッド、ハイチェスト、ローチェスト、ナースコール、エアコン、カーテンを設置

(3) 主な設備

種 類	数	面 積	設備その他
浴 室	4	30.18㎡	各階1室ずつ個別浴槽2台設置 各階1室ずつ特殊浴槽1台設置
医 務 室	1	10.45㎡	手動式肺人工蘇生器、吸引器

5. 事業対象地域および営業日

事業対象地域	北九州市全域・その他周辺地域
送迎実施地域	戸畑区、小倉北区、八幡東区、若松区
営業日	年中無休

6. 施設の職員体制

職 種	人数	常勤換算後の人数	区 分				資格等
			常勤 (人)		非常勤 (人)		
			専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1	1	—	1	—	—	社会福祉主事 介護支援専門員 介護福祉士
生 活 相 談 員	2	2	2	—	—	—	社会福祉主事 介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	4	4	—	4	—	—	介護支援専門員 介護福祉士
介 護 職 員	50	41.05	28	4	18	—	介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士 介護職員初任者研修
看 護 職 員	10	7.35	4	1	5	—	正看護師
医 師	1	—	—	—	1	—	嘱託医 (内科医)
栄 養 士	2	1.45	1	—	1	—	管理栄養士
機能訓練指導員	1	1	1	—	—	—	理学療法士
調 理 員	8	6.06	4	—	4	—	調理師
事 務 員	2	2	2	—	—	—	

※職員の配置人数及び資格については、入退職等により変更となる場合がありますのでご了承ください。また、当事業所は特別養護老人ホームの併設型（空床利用有り）の事業所である為、職員配置数については特別養護老人ホームとばたの職員を含みます。

#### 7. 職員の標準的な勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	・ 8 : 30 ～ 17 : 30	月8又は9休とする。
生 活 相 談 員	・ 8 : 30 ～ 17 : 30	月8又は9休とする。
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 : 00 ～ 16 : 00</li> <li>・ 7 : 30 ～ 16 : 30</li> <li>・ 11 : 30 ～ 20 : 30</li> <li>・ 12 : 30 ～ 21 : 30</li> <li>・ 21 : 30 ～ 7 : 30</li> </ul> ※ 昼間帯（ 7 : 30 ～ 20 : 30 ）は、原則として職員1名あたり、ご利用者10名のお世話をします。 ※ 夜間帯（ 20 : 30 ～ 7 : 30 ）は、原則として職員1名あたり、ご利用者およびご入居者20名のお世話をします。	シフト勤務により、月8又は9休とする。
看 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 : 30 ～ 16 : 30</li> <li>・ 8 : 30 ～ 17 : 30</li> <li>・ 9 : 30 ～ 18 : 30</li> <li>・ 10 : 00 ～ 19 : 00</li> <li>・ 夜間オンコール体制 19 : 00 ～ 7 : 30</li> </ul>	シフト勤務により、月8又は9休とする。
栄 養 士	・ 8 : 30 ～ 17 : 30	シフト勤務により、月8又は9休とする。
機 能 訓 練 指 導 員	・ 8 : 30 ～ 17 : 30	月8又は9休とする。
調 理 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 : 30 ～ 14 : 30</li> <li>・ 9 : 00 ～ 18 : 00</li> <li>・ 11 : 00 ～ 20 : 00</li> </ul>	シフト勤務により、月8又は9休とする。
事 務 員	・ 8 : 30 ～ 17 : 30	月8又は9休とする。

## 8. 施設サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ① サービス内容

項 目	内 容
食 事	<p>《食事時間》朝 食 概ね 7:45 ～ 8:45            昼 食 概ね12:00 ～ 13:00            おやつ 概ね15:00 ～ 15:30            夕 食 概ね18:00 ～ 19:00</p> <p>食事時間は上記のとおりですが、ご利用者の状況や生活リズムに応じて食事を提供し、適切な食事介助をおこなうとともに、食事の自立についても適切な援助をおこないます。</p>
入 浴	<p>最低週 2 回の入浴または清拭をおこないます。</p> <p>ご利用者の身体的負担に配慮しながら特殊浴槽等を利用し、できる限りゆったりとした入浴の提供をおこないます。</p>
排 泄	<p>ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうとともに、排泄の自立について配慮し、援助をおこないます。</p>
整 容 等	<p>寝たきり防止に努め、できる限り離床に配慮します。</p> <p>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えをおこなうよう配慮します。また、個人の尊厳と清潔で快適な生活に配慮し、適切な整容ができるよう援助します。</p> <p>口腔ケアを毎日の標準的なサービスとしておこないます。</p> <p>シーツ交換は最低週 1 回おこないます。</p>
機 能 訓 練	<p>機能訓練指導員によりご利用者の状況に適した機能訓練をおこない、残存機能の維持と身体機能の低下防止に努めます。</p>
健 康 管 理	<p>ご利用者の主治医との連携により、看護職員が日常的な健康管理をおこない、健康で安定した生活の保持に努めます。</p> <p>利用期間内に身体的な変化が生じた場合は、ご家族等に連絡のうえ、適切に対応します。</p>
レクリエーション等	<p>ご利用者同士や地域との交流を深めるため、施設内外でレクリエーションや季節行事を随時開催します。</p>
相 談 および 援 助	<p>ご利用者やそのご家族等からのご相談には、丁寧に対応します。</p>
送 迎	<p>ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情等により、送迎を行うことが必要な場合、送迎実施地域において送迎をおこないます。</p>

## ② 費用

ご利用者の自己負担額は、所得段階区分による料金表（別表1）のとおりです。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付がおこなわれないことがあります。その場合、料金表の利用料全額をお支払いいただきます。利用料の支払いと引き換えに、「サービス提供証明書」と「領収証」を発行します。

「サービス提供証明書」と「領収証」は利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

### （2）施設利用料

項 目	内 容	利 用 料
居 住 費	居住に要する費用	※別表1 参照
食 費	朝食 300円 昼食 575円（おやつ代含む） 夕食 570円	※別表1 参照

### （3）介護保険給付対象外サービス

#### ◆利用状況に応じてのお支払い項目

項 目	内 容	利 用 料
理 美 容	*出張理美容サービス業者 「ビューティーケアシステム」 毎月2回 予約制とさせていただきます。	料金表のとおりご負担ください。
レクリエーション・ クラブ等参加費	施設内外でのレクリエーションや 季節行事を開催し、希望によりご参 加いただけます。 例) お花見、地域行事への参加、 ドライブ等	材料費その他実費をご 負担ください。
喫 茶 室	当施設2階に特定非営利活動法人 「障害者支援 要会」が喫茶室「ラポ ール」を開設しています。	料金表のとおりご負担 ください。

#### ◆キャンセル料

利用予定のサービスを中止する場合、キャンセル料は頂きません。ただし、必ず前日までに施設にご連絡ください。ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 9. 利用料等のお支払い方法

毎月20日頃、各サービス項目の利用料に基づき算定した前月分の利用料について当施設より利用料明細書を発行し、請求いたします。お支払いは、ご指定の金融機関から毎月4日に前々月利用分の自動引落としとなりますので、前日までにご入金ください。なお、自動引落とし日が金融機関の非営業日にあたる場合は翌日になります。

入金確認後、領収証を発行いたします。

例) 4月分利用料の支払いの場合

・4月分請求書の発行 5/20

↓

・4月分利用料引落とし 6/4

## 10. 個人情報の取り扱い

ご利用者やその家族等の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は、当法人が定める「個人情報に関する基本方針」に従い、誠実に対応します。職員が離職後においても守秘義務を遵守すべきことは、雇用契約にも明示しております。また、個人情報を用いる期間はサービス利用契約に際し必要な期間とします。

### 11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「高齢者複合施設ふれあいの里とばた 消防計画」に則り、対応します。			
避難訓練および防災設備	別途定める「高齢者複合施設ふれあいの里とばた 消防計画」に則り、ご利用者にご参加いただき夜間および昼間を想定した避難訓練を年2回おこないます。			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、壁紙等は防災製品を使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：平成19年4月23日 防火管理責任者：大野 剛			

## 1 2. 事故発生時の対応および損害賠償

施設サービスの提供において事故が発生した場合は、速やかにご家族等へ連絡し必要な措置を講じます。

また、事業者が賠償すべき事故が発生した場合は、サービス利用契約書第 21 条に準ずるものとします。

### ◆損害賠償責任保険

保険会社	損害保険ジャパン 株式会社
保険内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人賠償補償</li> <li>・ 対物賠償補償</li> <li>・ 受託財物</li> <li>・ 人格権侵害</li> <li>・ 経済的損害</li> <li>・ 事故対応費用</li> <li>・ 被害者対応費用</li> <li>・ 個人情報漏えい賠償責任補償</li> <li>・ 業務中傷害補償</li> </ul>

## 1 3. 協力医療機関等

利用中に医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

協力医療機関	病院名	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院
	所在地	北九州市小倉北区金田一丁目 3 番 1 号
	電話番号	0 9 3 - 5 7 1 - 1 0 3 1
	診療科	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、外科、呼吸器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科等
	入院設備	あり (300 床)

非常勤嘱託医	病院名	後藤クリニック
	医師名	後藤 誠一
	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番20-101号
	電話番号	093-883-1510
	診療科	内科、外科、リハビリテーション科等
	入院設備	なし

#### 14. 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	*面会時間 10:00～20:00 また来訪の際は、職員にお声かけいただき面会時間を遵守してください。
外出	外出の際には、必ず行き先と帰設日時を届け出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は、正しい使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	全館禁煙ですので、ご了承ください。
飲酒	医師等により健康上の理由による制約のない場合の飲酒は可能です。ただし、他人に迷惑がかかる行為がある場合は禁止させていただきますことがあります。
火気の取り扱い	ろうそく、線香、暖房器具、調理器具等、発火のおそれのあるものの持ち込みや、居室での火気の取扱いは禁止いたします。
居室における現金等の管理	居室内に保管する所持金品は、ご利用者自身の責任で管理してください。施設として、居室・ユニットにおける特別な管理の援助はいたしません。
所持品の管理	衣替え等、衣類その他所持品の管理はご家族等でご対応いただくよう、お願いいたします。また、所持品には全てご記名ください。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の居室等へ立ち入らないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動	施設内での他のご利用者、職員に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りいたします。
------	------------------------------

15. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当施設における苦情等相談の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

<p>高齢者複合施設 ふれあいの里とばた 苦情解決委員会</p>	<p>受付方法 ①面 談 1階事務所窓口にてお申し出ください。 ②電 話 093-873-5115</p> <p>受付時間 10:00～17:00</p> <p>○苦情受付担当者 管 理 者 福浦 乃梨子 ○苦情対応責任者 ケアハウス施設長 木村 美穂子 ○苦情解決責任者 特別養護老人ホーム施設長 大野 剛</p>
<p>高齢者複合施設 ふれあいの里とばた 苦情解決委員会第三者委員</p>	<p>○委 員 村山 浩一郎 福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科 教授 電話番号：0947-42-1485 (福岡県立大学研究室直通)</p> <p>○委 員 江田 久美子 特定非営利活動法人障害者支援要会 代表理事 電話番号：093-561-5032 (カフェ・ラポール小倉店)</p>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)</p>	<p>門 司 区 〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1 093-331-1894 (直通)</p> <p>小倉北区 〒803-8510 小倉北区大手町1-1 093-582-3433 (直通)</p> <p>小倉南区 〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2 093-951-4127 (直通)</p> <p>若 松 区 〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1 093-761-4046 (直通)</p> <p>八幡東区 〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1 093-671-6885 (直通)</p> <p>八幡西区 〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3 093-642-1446 (直通)</p> <p>戸 畑 区 〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1 093-871-4527 (直通)</p>
---	---

福岡県 国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 092-642-7859
--------------------------------	--

16. サービス利用にあたって

- サービスのご利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票をご提示ください。
- サービスのご利用にあたっては、3か月前から利用する期間を明示してお申し込みいただくことができます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は実施しておりません。

(別表1)

## 《 料金表 》

1日あたりの利用料金

利用者 負担段階	要介護度	単位	加算	介護職員等 処遇改善 I	単位合計	利用者 負担額	食費 居住費
第1段階	要支援1	529	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加(Ⅰ)	80	653	665円	300円 880円
	要支援2	656	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 44単位	98	798	812円	
	要介護1	704	看護体制加算(Ⅰ)	109	887	902円	
	要介護2	772	看護体制加算(Ⅱ) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	118	964	981円	
	要介護3	847	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加(Ⅰ)	129	1,050	1,068円	
	要介護4	918	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 74単位	139	1,131	1,151円	
第2段階	要介護5	987		149	1,210	1,231円	600円 880円
	要支援1	529	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加(Ⅰ)	80	653	665円	
	要支援2	656	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 44単位	98	798	812円	
	要介護1	704	看護体制加算(Ⅰ)	109	887	902円	
	要介護2	772	看護体制加算(Ⅱ) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	118	964	981円	
	要介護3	847	機能訓練体制加算	129	1,050	1,068円	

	要介護4	918	サービス提供体制強化加（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	139	1,131	1,151円	
	要介護5	987	74単位	149	1,210	1,231円	
第3段階 ①	要支援1	529	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	80	653	665円	1,000円 1,370円
	要支援2	656	44単位	98	798	812円	
	要介護1	704	看護体制加算（Ⅰ）	109	887	902円	
	要介護2	772	看護体制加算（Ⅱ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ）	118	964	981円	
	要介護3	847	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ）	129	1,050	1,068円	
	要介護4	918	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	139	1,131	1,151円	
	要介護5	987	77単位	149	1,210	1,231円	
第3段階 ②	要支援1	529	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	80	653	665円	1,300円 1,370円
	要支援2	656	44単位	98	798	812円	
	要介護1	704	看護体制加算（Ⅰ）	109	887	902円	
	要介護2	772	看護体制加算（Ⅱ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ）	118	964	981円	
	要介護3	847	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ）	129	1,050	1,068円	
	要介護4	918	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	139	1,131	1,151円	
	要介護5	987	74単位	149	1,210	1,231円	

第4段階 以上	要支援1	529	機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ）	80	653	1割 665円 2割 1,329円 3割 1,993円	1,445円 2,066円
	要支援2	656	生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 44単位	98	798	1割 812円 2割 1,623円 3割 2,435円	
	要介護1	704	看護体制加算（Ⅰ） 看護体制加算（Ⅱ） 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 機能訓練体制加算 サービス提供体制強化加（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 74単位	109	887	1割 902円 2割 1,804円 3割 2,706円	
	要介護2	772		118	964	1割 981円 2割 1,961円 3割 2,941円	
	要介護3	847		129	1,050	1割 1,068円 2割 2,136円 3割 3,204円	
	要介護4	918		139	1,131	1割 1,151円 2割 2,301円 3割 3,451円	
	要介護5	987		149	1,210	1割 1,231円 2割 2,461円 3割 3,692円	

※ 1単位=10.17円

（注）上記の介護職員等処遇改善加算については、送迎加算や常時加算されていないものを含めずに計算しているため、送迎のある方等については介護職員等処遇改善加算の単位数と利用者負担額が変わります。

◆ 加算・減算

種 類	単位 (※) / 日	備 考
機能訓練体制加算	12 単位	
看護体制加算 (I)	4 単位	厚生労働大臣が定める施設基準を満たした時点で加算をおこない、介護予防は除く。
看護体制加算 (II)	8 単位	厚生労働大臣が定める施設基準を満たした時点で加算をおこない、介護予防は除く。
看取り連携体制加算	64 単位	死亡日及び死亡日以前30日以下について、 上限7日
夜勤職員配置加算 (II)	18 単位	厚生労働大臣が定める夜勤をおこなう職員の勤務条件に関する基準を満たした時点で加算をおこない、介護予防は除く。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	医師の診断を受けた方。上限7日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	若年性認知症と医師に診断を受けた方
送迎加算	184 単位	片道料金
緊急短期入所受入加算	90 単位	介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合 上限7日 (やむを得ない事情がある場合は14日)
長期利用の適正化	-30 単位	長期利用 (連続して31日以上~60日まで) した場合 (要介護1~要介護5の方対象)
	要支援1 : 503 単位 要支援2 : 623 単位	連続して31日以上利用した場合の基本単位数

	要介護1：670 単位 要介護2：740 単位 要介護3：815 単位 要介護4：886 単位 要介護5：955 単位	連続して61日以上利用した場合の基本単位数
口腔連携強化加算	50 単位/回	1月につき上限1回
療養食加算	8 単位/回	1日につき上限3回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	厚生労働大臣が定める算定基準を満たした時点で加算をおこなう。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	厚生労働大臣が定める算定基準を満たした時点で加算をおこなう。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	厚生労働大臣が定める算定基準を満たした時点でいずれか1つの加算を行います。  料金表は、（Ⅰ）で算定しています。 （Ⅱ）の場合、利用者負担額が約4円/日となり、 （Ⅲ）の場合、利用者負担額が約17円/日となります。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	加算率14.0%	サービスの所定単位数×加算率

※ 1単位＝10.17円

## 重要事項の説明確認書

当事業所は、サービスの提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 福岡県北九州市戸畑区千防一丁目1番6号

事業所名 ショートステイとばた

管理者氏名 福浦 乃梨子

説明者職種 生活相談員

説明者氏名 印

私は、本書面に基づき、サービスの内容および重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名 印

連帯保証人

氏名 印